

一般社団法人 日本統合医療学会 倫理規約
(案)

平成 年 月 日

- 前 文 -

一般社団法人日本統合医療学会(以下、本学会)に所属する全ての会員(以下、会員)は、統合医療に関する研究の推進と自己の技術の研鑽、学術大会の開催等による統合医療の発展及び学術交流を図り、もって社会に貢献することを目的としている。

この目的の達成のため、会員は、その良心に従い、全ての人間の尊厳を貴び、基本的人権を侵さず、また、ヒト以外の動物に対する愛護と動物実験等の適正化にかかる国内外の倫理指針に留意すると共に、この規約の内容を十分に認識し遵守しなければならない。

- 一、 会員は、統合医療の研究・教育、啓発活動及び学会運営の実践にあたって、社会的責任を自覚し、良心に基づき、公正を維持した行為や活動を行い社会の信頼を損なわないように努めなければならない。
- 二、 会員は、統合医療の実践に際し、個人の人権を尊重し、プライバシーを侵害することのないように、十分な配慮をしなくてはならない。
- 三、 会員は、思想・信条および宗教、年齢、性別、出自、民族的背景、障がいの有無、家族状況に関して差別的取扱いをしてはならない。
- 四、 会員は、セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメントなどハラスメントにあたる行為をしてはならない。
- 五、 会員は、統合医療の実践に際して、自らの知識、能力、技術水準を自覚するとともに、常にこれらの向上に努めなければならない。
- 六、 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。また、剽窃・盗用および二重投稿をしてはならない。

- 七、 会員は、統合医療の研究若しくは実践の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、あるいは利益相反が生じないように努める。
- 八、 会員は、守秘義務を果たし、取得した個人情報や資料については厳重に管理しなければならない。但し、個人の承諾と公正な理由がある場合のみ、公開・公表することができるが、この際も社会的影響について責任を自覚すべきである。
- 九、 会員は、上記の倫理規約に照らし疑義のある場合や、研究やその実践において倫理的検討を要すると思われる場合は、別途定める規約のもと、倫理委員会へ審査を付託することができる。
- 十、 本規約の手続、処分、改正ならびに倫理委員会の選定、開催等については、別途定める。

附則

- 一、 この規約は、平成 年 月 日から施行する。